

平成 31 年 2 月 22 日

青森県危機管理局

原子力安全対策課

青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の開催回数等について

1 原子力施設環境放射線等監視評価会議の位置付け

本県では、環境放射線モニタリングの調査結果について、原子力施設環境放射線等監視評価会議で評価・確認していただいており、当会議には以下の 2 つの委員会がある。

(1) 評価委員会（四半期毎に年 4 回開催）

放射線や原子力等に関する専門家（学識経験者）で構成。調査結果について、専門的・技術的見地から検討・評価している。

(2) 監視委員会（四半期毎に年 4 回開催）

県議会議員、関係市町村長、関係市町村議會議長、関係団体の長、県内有識者等で構成。評価委員会において検討・評価した結果を確認している。

2 近年のモニタリング調査結果の状況

- ・県内の主要な原子力施設が操業していないことから、近年のモニタリング結果においては、原子力施設からの影響は認められていない。
- ・東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の事故による影響は、平成 28 年度第 3 四半期以降、ほぼ認められていない。
- ・監視評価会議委員の任期は 2 年で、次期委員の任期（平成 31～32 年度）の間は、県内のモニタリング上重要な原子力施設は稼働しない予定であり、モニタリング結果に影響が認められる可能性はほとんどないものと考えられる。

<参考>

- ・日本原燃(株)六ヶ所再処理工場 2021（H33）年度上期しゅん工予定
- ・東北電力(株)東通原子力発電所 2021（H33）年度工事完了予定

3 会議開催回数

上記 2 を踏まえ、次期監視評価会議委員の任期期間中（平成 31～32 年度）の会議開催回数を以下のとおりとする。

評価委員会 … 従来どおり年 4 回開催し、四半期毎の調査結果を検討・評価する。

監視委員会 … 年 1 回の開催（年度報告書提出時（8 月頃））とし、1 年分の調査結果を確認する。

ただし、モニタリング結果に異常が認められた場合や至急報告する案件が生じた場合は上記にかかわらず開催する。

4 会議開催に係る事務の効率化

本会議については、2年に1回の委員委嘱直後に合同会議を開催し、副会長の互選※を行ってきたところであるが、会議開催に係る事務の効率化を図る観点から、今後、以下のとおり運用を改めることとする。

(1) 副会長の選任について（設置要綱の改定）

副会長（副知事以外）については、評価委員会の会議の議長が就任することが慣例となっていることから、別添のとおり設置要綱を改定し、あらかじめ副会長を定めることとする。

(2) 合同会議の開催について

従来開催していた委員委嘱直後の合同会議は開催しないこととする。

※当該会議の設置要綱において、監視評価会議の会長は知事が、副会長2名のうち1名は副知事、他の1名の副会長は委員の互選によってこれを定めることとなっているが、会議設置以降これまで評価委員会の会議の議長（評価委員会の委員による互選により選任）がこれを務めている。

新旧対照表

改定前	改定後
(設置) 第1条 原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及びリサイクル燃料備蓄センター（以下「原子力施設」という。）周辺における安全確保及び環境保全に資するため、青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議（以下「監視評価会議」という。）を設置する。	(設置) 第1条 原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及びリサイクル燃料備蓄センター（以下「原子力施設」という。）周辺における安全確保及び環境保全に資するため、青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議（以下「監視評価会議」という。）を設置する。
(所管事項) 第2条 監視評価会議は、次に掲げる事項を所管する。 一 原子力施設に係る環境放射線等のモニタリングに関すること 二 東通原子力発電所に係る温排水の調査に関すること 三 原子力施設に係る安全性に関すること 四 前各号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること	(所管事項) 第2条 監視評価会議は、次に掲げる事項を所管する。 一 原子力施設に係る環境放射線等のモニタリングに関すること 二 東通原子力発電所に係る温排水の調査に関すること 三 原子力施設に係る安全性に関すること 四 前各号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること
(委員の構成) 第3条 監視評価会議は、学識経験者等80名以内の委員をもって構成し、会長及び副会長2名を置く。 2 会長は、知事がこれにあたり、副会長2名のうち1名は副知事がこれにあたり、他の1名は委員の互選によってこれを定める。 3 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 一 学識経験者（専門家） 二 学識経験者（有識者） 三 青森県議会議員 四 六ヶ所村、東通村、むつ市、三沢市、野辺地町、横浜町、東北町及び大間町（以下「関係市町村」という。）の長 五 関係市町村議会の長 六 関係団体の長又はその長が指名する職員 七 青森県職員 4 委員（会長たる知事を除く。）は、知事が委嘱又は任命する。 5 委員の任期は2年以内とする。 6 委員が任期の途中で欠けたときは、その後任として委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(委員の構成) 第3条 監視評価会議は、学識経験者等80名以内の委員をもって構成し、会長及び副会長2名を置く。 2 会長は、知事がこれにあたり、副会長は副知事及び評価委員会の会議の議長がこれにあたる。 3 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 一 学識経験者（専門家） 二 学識経験者（有識者） 三 青森県議会議員 四 六ヶ所村、東通村、むつ市、三沢市、野辺地町、横浜町、東北町及び大間町（以下「関係市町村」という。）の長 五 関係市町村議会の長 六 関係団体の長又はその長が指名する職員 七 青森県職員 4 委員（会長たる知事を除く。）は、知事が委嘱又は任命する。 5 委員の任期は2年以内とする。 6 委員が任期の途中で欠けたときは、その後任として委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長) 第4条 会長は会務を総理し、監視評価会議を代表する。 2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、次の順序によりその職務を代理する。 一 副知事である副会長 二 委員の中から選出された副会長	(会長及び副会長) 第4条 会長は会務を総理し、監視評価会議を代表する。 2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、次の順序によりその職務を代理する。 一 副知事である副会長 二 評価委員会の会議の議長である副会長
(会議) 第5条 監視評価会議に評価委員会及び監視委員会を置き、会議は各々の委員会によるもの又は委員全員によるもの（以下「合同会議」という。）とし、それぞれ必要な都度、会長が招集する。 2 評価委員会は、第3条第3項第1号に掲げる委員をもって構成し、第2条に規定する所管事項に係る専門的・技術的な事項について検討・評価を行うものとする。 3 監視委員会は、第3条第3項第1号に掲げる委員のうち会長が指名する4名以内の委員及び第3条第3項第2号から第7号に掲げる委員をもって構成し、評価委員会において検討・評価した結果に係る確認及び監視評価会議の所管事項全般に係る提言等を行うものとする。 4 評価委員会の会議の議長及び副議長2名は、同委員会の	(会議) 第5条 監視評価会議に評価委員会及び監視委員会を置き、会議は各々の委員会によるもの又は委員全員によるもの（以下「合同会議」という。）とし、それぞれ必要な都度、会長が招集する。 2 評価委員会は、第3条第3項第1号に掲げる委員をもって構成し、第2条に規定する所管事項に係る専門的・技術的な事項について検討・評価を行うものとする。 3 監視委員会は、第3条第3項第1号に掲げる委員のうち会長が指名する4名以内の委員及び第3条第3項第2号から第7号に掲げる委員をもって構成し、評価委員会において検討・評価した結果に係る確認及び監視評価会議の所管事項全般に係る提言等を行うものとする。 4 評価委員会の会議の議長及び副議長2名は、同委員会の

新旧対照表

<p>委員の互選によってこれを定めることとし、監視委員会の会議及び合同会議の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(運営等に関する事項)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、監視評価会議の運営等に関する必要な事項については、会長が定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 監視評価会議の事務（評価委員会の開催に関する事務を除く）は、青森県危機管理局原子力安全対策課において処理し、評価委員会の開催に関する事務は、青森県原子力センターにおいて処理する。</p> <p>附則（平成28年4月1日） この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>委員の互選によってこれを定めることとし、監視委員会の会議及び合同会議の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(運営等に関する事項)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、監視評価会議の運営等に関する必要な事項については、会長が定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 監視評価会議の事務（評価委員会の開催に関する事務を除く）は、青森県危機管理局原子力安全対策課において処理し、評価委員会の開催に関する事務は、青森県原子力センターにおいて処理する。</p> <p>附則（平成31年4月1日） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>
---	---